

本来『一時的な宿所』を利用すべきであるにもかかわらず、審査請求人はA施設に宿泊すると言ってこれを断っている」と弁明しているが、法第30条第2項で、施設を強制してはならないと明記されている。また、野宿しながら決定を待つ人もいる。審査請求人の自由を束縛する一方的な思い込みと押し付け以外のなにものでもない。さらに、処分庁は「社会資源の活用、資産の活用を恣意的に忌避してもなお一定の生活が成り立っていたものと判断し」と弁明しているが、A施設のわずかばかりの支援によって、保護決定になるまでかろうじて踏みとどまっていたのであり、「生活が成り立っていた」のではない。このことから、処分庁が行った行為は、違法とのそしりをまぬがれない。

2 審査庁

審理員意見書のとおり、本件審査請求は棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

- (1) 審査請求人が保護開始を申請したことに対し、処分庁は、生活保護の要否判定や居宅生活が可能かどうかの決定等までの間の生活を保障するため、一時的な宿泊及び食事の提供等の支援等を説明した上で一時的な宿泊の利用を勧めたが、審査請求人は、A施設に宿泊することを理由にこれを断ったことから、処分庁は、本件保護開始申請の日から、審査請求人の居宅生活が始まった日の前日である平成〇〇年〇月〇日までは住まいや食が確保されていたものとして、同月〇日から要保護状態にあると判断して、同日より保護を開始したことが認められる。
- (2) 審査請求人は、処分庁が一時的な宿舎を利用すべきと主張することは、法第30条第2項に照らし、審査請求人の自由を束縛するものであること、また、平成21年課長通知において、通常、その申請日が保護の開始日となることとなっていること、保護決定になるまでは生活が成り立っていたのではなくA施設のわずかばかりの支援によってかろうじて踏みとどまっていた旨主張する。

しかしながら、処分庁は保護開始決定までには日数を要するため一時的な宿泊の利用を勧めたところ、審査請求人はこれを自ら断ったものであり、処分庁は審査請求人に対して一時的な宿泊の利用を強制したとはいえない

ことから、違法又は不当な点は認められない。

また、確かに、申請日以降に他の支援等により一定期間要保護状態になかったことが明らかである場合等を除き、通常、保護の申請日が保護の開始日となることに留意することとされているものの、保護の開始日は原則として、申請のあった日以降において要保護状態にあると判定された日とされており、審査請求人は、保護開始日の前日である平成〇〇年〇月〇日まではA施設の支援により生活を送っていたことが認められ、同日までに審査請求人が要保護状態にあったと認めることは困難であることから、審査請求人の主張には理由がないといわざるを得ない。

(3) 他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

平成29年9月26日	諮問の受付
平成29年10月2日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：10月20日 口頭意見陳述申立期限：10月20日
平成29年10月3日	第1回審議
平成29年10月10日	審査会からの質問に対する処分庁の回答の求め
平成29年10月26日	処分庁から回答書の受領
平成29年11月6日	第2回審議
平成29年11月29日	第3回審議

第5 審査会の判断

1 法令等の規定

本件処分に關する法令等の規定は下記のとおりである。

- (1) 法第4条第1項は、保護の補足性の原則を定め、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定している。
- (2) 法第30条第1項は、「生活扶助は、被保護者の居宅において行うものとする。ただし、これによることができないとき、これによっては保護の目的を達しがたいとき、又は被保護者が希望したときは、被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、又は私人の家庭に養護を委託して行うことができる。」と規定し、同条第2項では、「前項ただし書の規定は、被保護者の意

に反して、入所又は養護を強制することができるものと解釈してはならない。」と規定している。

- (3) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第10の3は、「保護の開始時期は、急迫保護の場合を除き、原則として、申請のあった日以降において要保護状態にあると判定された日とすること。」と定めている。
- (4) 平成21年課長通知の2の(4)のアでは、「保護の開始決定は、申請者の住居が確保されたとき（アパート等に入居したとき、又は入居できることが確実になったとき）以降、又は施設等に入所したとき以降に行うこと。なお、住居が確保されていないことを理由として保護申請を却下することはできないものであること。」とし、同イでは、「保護の開始日は、申請日以降であって、要保護状態にあると判定された日とすることとしている。したがって、申請日以降に他の支援等により一定期間要保護状態になかったことが明らかである場合等を除き、通常、その申請日が保護の開始日となることに留意すること。」とされている。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（審理員意見書、事件記録等）、当審査会の質問に対して平成29年10月26日付けで処分庁から提出された回答書（以下「回答書」という。）等によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 平成〇〇年〇月〇〇日、審査請求人は処分庁に対して、仕事がなく生活に困窮していることを理由に本件保護開始申請を行った。
- (2) 本件保護開始申請の際、処分庁は審査請求人に対し、支給までの間に急迫状態に陥ることがないように、「一次的な宿泊及び食事の提供、安定した住宅の確保に向けた支援等」について説明し、ケアセンターへの「一時的な宿泊」の利用を勧めたが、審査請求人はこれまでどおりA施設で生活するとの申出を行い、利用を断った。
- (3) 処分庁は、平成〇〇年〇月〇〇日付けで、保護の開始日を、居宅生活を開始する〇月〇日付とする本件処分を行った。
- (4) 平成〇〇年〇月〇日、審査請求人は処分庁に来庁し、本件処分に係る通知書及び生活費等を受領した。それまでの間、審査請求人はA施設において宿泊等していた。

3 判断

前記1(4)のとおり平成21年課長通知の2の(4)のイにおいて、「保護の開始日は、申請日以降であって、要保護状態にあると判定された日とす

ることとしている。したがって、申請日以降に他の支援等により一定期間要保護状態になかったことが明らかである場合等を除き、通常、その申請日が保護の開始日となることに留意すること。」とされている。

そのため本件においては、処分庁が、前記2(4)のとおり審査請求人がA施設に宿泊等していたことをもって、「申請日以降に他の支援等により一定期間要保護状態になかったことが明らかである場合」に該当すると判断したことに合理性があるかが問題となる。

この点に関して、処分庁は、弁明書において、申請日からケース診断会議を経て敷金を支給する前日までの生活を保障するため「一時的な宿泊及び食事の提供、安定した住宅の確保に向けた支援等」を説明し、審査請求人に対して入所するよう助言を行っていたが、生活に困窮しているのであれば本来「一時的な宿所」を利用すべきであるにもかかわらず、審査請求人はA施設に宿泊するといつて断ったことについて、社会資源の活用、資産の活用を忌避してもなお一定の生活が成り立っていたものと判断し、局長通知により申請のあった以降において要保護状態にあると判定された日をもって保護開始したと主張している。

さらに、本審査会が処分庁に行った質問に対する回答書によると、①処分庁は、一時的な宿泊、食事の提供等を行うケアセンターの利用を説明したものの、申請者がこれを断り、他の支援等により宿泊先を確保して生活している場合は、ケアセンターで一時的な宿泊を利用した場合と同様に、上記の「申請日以降に他の支援等により一定期間要保護状態になかったことが明らかである場合」に該当すると判断していること、また、②処分庁は、平成22年度に〇〇〇が「居宅生活移行支援事業」を開始して以降、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の支援のもとで居宅生活を前提に生活保護申請を行い、保護決定までの期間をA施設で生活している者が多数存在し、そこで洗濯や風呂の施設利用、食事や宿泊の提供を受けている状況を、ケース記録から把握していることが認められる。

弁明書及び回答書の①について、処分庁が勧める「一時的な宿泊及び食事の提供、安定した住宅の確保に向けた支援等」及びケアセンターの利用を辞退したことをもって直ちに、平成21年課長通知にいう「申請日以降に他の支援等により一定期間要保護状態になかったことが明らかである場合」に該当すると判断したのであれば、それは妥当であるとは言い難い。

もっとも他方で、回答書の②について、処分庁は、A施設での審査請求人の生活状況について具体的に調査していたわけでないとしても、従来、多くの申請者が申請日から保護決定までの期間をA施設で生活し、そこで洗濯や風呂の施設利用、食事や宿泊の提供を受けてきたというA施設での食事・宿泊その他の提供状況を了知していたことが認められる。そうすると、本件保

護開始申請の日から平成〇〇年〇月〇日までの期間に審査請求人がA施設で生活していてもなお要保護状態にあったと認められる事実が事件記録等から確認することができない以上、処分庁が、前記2（2）のとおり審査請求人がA施設での支援等を受けていることをもって「申請日以降に他の支援等により一定期間要保護状態になかったことが明らかである場合」に該当すると判断したことは不当とはいえ、保護開始日についての処分庁の判断は妥当と言うべきであり、処分庁が、本件処分を行ったことについて、違法又は不当な点があるとまではいえない。

したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第3部会

委員（部会長） 曾和 俊文

委員 中川 元

委員 前田 雅子